

湯河原町真鶴町衛生組合職員の処分について

下記のとおり、地方公務員法に基づく職員の懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

記

部下職員の懲戒処分に係る監督責任に対する懲戒処分

- 1 被処分者 湯河原町真鶴町衛生組合職員 64歳 男性（管理職）
- 2 処分の理由の概要  
被処分者の部下職員が、令和5年8月から令和5年11月までの期間にわたり公金（廃木材処理手数料）を横領し懲戒処分を受けた。被処分者は、管理監督者として、当該部下職員に対する指導監督に適性を欠いた。
- 3 処分の内容 減給10分の1（1か月）
- 4 処分年月日 令和6年1月31日

令和6年1月31日

湯河原町真鶴町衛生組合長  
職務代理者 小林 伸行

問い合わせ先 湯河原町真鶴町衛生組合（湯河原美化センター内）  
電話（0465）63-3472 室伏